

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (")	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	1
○平成19年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (4件) (農業基盤課)	2
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港湾課)	3
高知県人事委員会規則	
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3

告 示

高知県告示第449号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年7月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町用居字大カゲ乙1441・乙1482(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
林道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年7月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国伊野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山菖蒲字土居ノ前1521番1から	前	3.3	135
		10.3	
高知市土佐山菖蒲字土居ノ西1531番1まで	後	9.7	135
		14.6	

高知県告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年7月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国伊野
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山菖蒲字土居ノ前1521番1から 高知市土佐山菖蒲字土居ノ西1531番1まで	135	平成19年7月13日

高知県告示第452号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成19年7月13日

高知県知事 橋本 大二郎

幅 員	延 長

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に掲載するものです。

地 名	地 番	(メートル)	(メートル)	備 考
香南市野市町西野字ヌノ丸	502番1 (ただし、次の図に示す部分に限る。)	6.00	74.09	「次の図」は、省略し、高知県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
		6.61	13.84	
		10.06	10.02	

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年7月3日から2週間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年7月3日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年7月3日	特定非営利活動法人きらりこうち都市づくり	西村 章	高知市 薊野東町8番39号	この法人は、 ^{あまね} 遍く人々に対して、生活向上のための地域経済向上活動、歴史文化の保存継承・紹介活動、自然とのふれあい保全・安全活動、住みたい街こうち定着型・人口増の活動等に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。



職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成19年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成19年7月13日

高知県知事 橋本 大二郎

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。

2 試験の免除

省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

3 受験資格

(1) 当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験日時

平成19年9月23日(日) 午前10時から

5 試験場所

高知市布師田3992-4 高知地域職業訓練センター

6 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 受験資格を証する書類の写し

エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載し、受験申請書及び写真票にはり付けること。）2枚

(2) 受験申請書類の提出期間

平成19年8月13日(月)から同月31日(金)まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、平成19年8月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先

高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県商工労働部雇用労働政策課

(4) 受験手数料

3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはり付けること。）

なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は

行わない。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合格発表

平成19年10月15日(月)に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するほか、合格者に通知する。

8 その他

(1) 受験申請書は、高知県商工労働部雇用労働政策課において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、あて先を明記の上、140円切手をはった返信用封筒(定形外)を添えて、高知県商工労働部雇用労働政策課に申し込むこと。

(3) 受験手続等について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課(電話番号088-823-9765)に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市中島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年7月13日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	谷本 敏明	須崎市池ノ内 287
〃	山崎 敏夫	〃 〃 580
〃	井上 和一	〃 〃 333
〃	井上 義男	〃 〃 364
〃	川西 敏夫	〃 〃 290
〃	高橋 義明	〃 下分 甲560-2
〃	佐々木 博	〃 〃 甲528
〃	下田 昇	〃 池ノ内 391
〃	土居 幸弘	〃 吾井郷乙337-3 クレソン201号
〃	中居 芳秀	〃 池ノ内 561
〃	山崎 好勝	〃 〃 392
〃	山崎 長治	〃 〃 343
監事	宮崎 繁則	〃 〃 32-2
〃	坂本英一郎	〃 〃 433
〃	吉井 幸雄	〃 下分 甲379
(就任)		
理事	井上 和一	須崎市池ノ内 333
〃	井上 貞彦	〃 〃 362
〃	岡崎 正秀	〃 〃 351
〃	坂本 秀孝	〃 〃 433

〃	下田 昇	〃 〃 391
〃	高橋 義明	〃 下分 甲560-2
〃	土居 寛	〃 池ノ内 531
〃	中居 芳秀	〃 〃 561
〃	宮崎 幹夫	〃 〃 44
〃	森 隆一	〃 西町 2-9-37
〃	山崎 敏夫	〃 池ノ内 580
〃	山崎 好勝	〃 〃 392
監事	宮崎 繁則	〃 〃 32-2
〃	森 順一	〃 〃 311
〃	吉井 秋夫	〃 下分 甲379

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市寺地弥右衛門丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年7月13日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	島崎 盛作	高知市比島町二丁目 14-27
〃	田内 正博	〃 〃 10-17
〃	田内 利季	〃 〃 12-17
〃	楠瀬 悦正	〃 弥生町 4-18
〃	濱川 章一	〃 札場 29-1
〃	小松 繁雄	〃 宝永町 10-21
〃	宮田 武	〃 北金田 66
〃	楠瀬 永久	〃 和泉町 10-21
〃	島崎 幸雄	〃 札場 33-3
〃	小松 秀樹	〃 高須本町 4-37
〃	宮田 義久	〃 一宮 1048
〃	岡本 正義	〃 東秦泉寺 164
監事	松田 祐一	〃 南金田 17-1
〃	田内 速男	〃 比島町二丁目 15-8
〃	森岡 利孝	〃 新本町二丁目 2-43
(就任)		
理事	島崎 盛作	高知市比島町二丁目 14-27
〃	田内 正博	〃 〃 10-17
〃	田内 利季	〃 〃 12-17
〃	楠瀬 悦正	〃 弥生町 4-18
〃	濱川 章一	〃 札場 29-1
〃	小松 繁雄	〃 宝永町 10-21
〃	楠瀬 永久	〃 和泉町 10-21
〃	島崎 幸雄	〃 札場 33-3
〃	池上 寛水	〃 北本町三丁目 4-74

〃 宮田 義久 〃 一宮西町三丁目 6-12
 〃 時光 武男 〃 東秦泉寺 277
 監事 松田 祐一 〃 南金田 17-1
 〃 濱田 詮信 〃 比島町三丁目 17-24
 〃 森岡 利孝 〃 新本町二丁目 2-43

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、穴内土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年7月13日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	長野 榮徳	安芸市穴内乙1351	
〃	山中 三男	〃 〃 甲2627	
〃	仙頭 文雄	〃 〃 甲1186-1	
〃	長野 正広	〃 〃 乙 17	
〃	高松 幹雄	〃 〃 乙 201-1	
〃	尾木 峯雄	〃 〃 甲1023	
〃	仙頭 知見	〃 〃 甲1245	
監事	長野 喜照	〃 〃 乙1804	
〃	長野 孝雄	〃 〃 乙 245	
(就任)			
理事	長野 榮徳	安芸市穴内乙1351	
〃	山中 輝義	〃 〃 甲1180	
〃	仙頭 文雄	〃 〃 甲1186-1	
〃	長野幸二郎	〃 〃 乙1824-1	
〃	有光 忠昭	〃 〃 乙 80-1	
〃	小川 広海	〃 〃 甲 118-1	
〃	長野 雅博	〃 〃 甲1270	
監事	長野 喜照	〃 〃 乙1804	
〃	長野 孝雄	〃 〃 乙 245	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市高須長場江左右エ門丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年7月13日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	澤本 博仁	高知市高須砂地	268
〃	澤本 榮	〃 〃	275
〃	澤本 忠章	〃 高須三丁目	10-33

〃 田中 宏明 〃 高須本町 2-46
 〃 田處 幸稔 〃 〃 12-1
 〃 澤田 晴夫 〃 〃 2-57
 〃 高橋 長男 〃 高須新木 2-33
 〃 田中 雅男 〃 〃 3-3
 〃 徳久 徳 〃 大津乙 2241
 〃 徳弘 盛作 〃 〃 2075
 〃 西川 啓子 〃 〃 2323
 〃 澤村由美子 吾川郡春野町南ヶ丘一丁目 4-3
 監事 澤本 和男 高知市高須砂地 197
 〃 澤田 泉穂 〃 高須本町 3-29
 〃 西川 正晃 〃 大津乙 2332

(就任)
 理事 澤本 榮 高知市高須砂地 275
 〃 澤本 政利 〃 〃 197
 〃 澤本 忠章 〃 高須三丁目 10-33
 〃 小松 智子 〃 高須本町 2-31
 〃 田處 幸稔 〃 〃 12-1
 〃 田中 宏明 〃 〃 2-46
 〃 澤田 晴夫 〃 〃 2-57
 〃 高橋 長男 〃 高須新木 2-33
 〃 安岡 範文 〃 〃 5-38
 〃 安松 千載 〃 大津乙 2370-10
 〃 津野 信夫 〃 〃 2343
 〃 徳弘 治市 〃 〃 2077
 〃 前田 俊彦 〃 葛島三丁目 2-13
 監事 澤本 和男 〃 高須砂地 197
 〃 澤田 泉穂 〃 高須本町 3-29
 〃 江口 一志 〃 大津乙 2199-1

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成19年7月13日

高知港港湾管理者

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
 高知市棧橋通六丁目6番地
 軽四乗用自動車（スズキ・エブリィ、白色）1台
 普通乗用自動車（日産・ホームー、灰色）1台
- 2 所有者の行うべき措置
 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に高知港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければ

ばならない。

3 港湾管理者の措置

高知港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月13日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第26号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「理事 部長」を「部局連携官 理事 部長 会計管理者」に、「事務局長 土木技術監 建設検査長 医監 排出権取引推進監」を「情報化推進監 医監 保健福祉推進監 排出権取引推進監 雇用対策監 環境農業推進監 港湾振興監 建設検査長 土木技術監」に改め、「副出納長」及び「主任企画員」を削り、「政策法制課のチーフ」を「法務課の法令及び訴訟担当のチーフ」に、「チーフ、主幹」を「チーフ、主任、主幹」に、「人事企画課」を「人事課」に、「人事及び人材育成担当」を「人事、人材育成及び研修担当」に、「管財課の庁舎管理担当の班長

消防防災課の消防防災指導監及び消防防災航空隊長
 企画調整課のチーフ（総務担当）
 政策推進課のチーフ及び企画員
 情報企画課のチーフ
 」
 を
 「管財課の庁舎管理及び庁舎整備担当のチーフ
 企画調整課の総務担当のチーフ
 政策推進課のチーフ及び主幹
 情報政策課の情報技術専門監並びに電子県庁及び調達最適化推進担当のチーフ
 地震・防災課の消防防災指導監
 消防政策課の消防防災航空隊長
 」

に、
 「医療薬務課の医薬安全推進監」
 を
 「保健福祉課のチーム長
 健康づくり課のチーム長

障害福祉課のチーム長」に改め、「産業技術委員会事務局の研究開発推進スタッフ長」を削り、「農業技術課」を「環境農業推進課」に改め、「港湾空港企画課のチーフ」を削り、同表知事部局の職員能力開発センターの項を削り、同表知事部局の項中

消防学校	校長
東京事務所	所長 次長

を

東京事務所	所長 次長
消防学校	校長

に改め、同表知事部局の大阪事務所の項、名古屋事務所の項及び女性相談所の項を削り、同表知事部局の項中

消費生活センター	所長
----------	----

を

消費生活センター	所長
女性相談所	所長 次長
大阪事務所	所長 次長 プロジェクトマネージャ
名古屋事務所	所長

に改め、同表知事部局の工業技術センターの項、紙産業技術センターの項、農業技術センターの項、畜産試験場の項、森林技術センターの項、海洋深層水研究所の項、内水面漁業センターの項及び水産試験場の項を削り、同表知事部局の項中

農業大学校	校長 副校長 事務長
-------	------------

を

農業振興センター	所長 次長 技術次長 改良普及所長
----------	-------------------

農業大学校	校長 副校長 事務長
-------	------------

に改め、同表知事部局の農業振興センターの項及び地域林業支援センターの項を削り、同表知事部局の項中

漁業指導所	所長
-------	----

を

漁業指導所	所長
工業技術センター	所長 次長 技術次長
紙産業技術センター	所長 次長 技術次長
農業技術センター	所長 次長 技術次長 場長 山間試験室長
畜産試験場	場長 次長 技術次長
森林技術センター	所長 次長 技術次長
海洋深層水研究所	所長
内水面漁業センター	所長
水産試験場	場長 次長 技術次長

に改め、同表知事部局の土木事務所の項中「、土佐清水事務所及び坂本ダム管理事務所」を「及び土佐清水事務所」に改め、同表教育委員会の事務局の本庁の項を次のように改める。

本庁	教育長 教育次長 参事 課長 課長補佐 主任管理主事 管理主事 教育政策課の教育企画監、企画調整、教育企画、人事企画及び給与担当のチーフ並びに秘書担当の主幹 総務福利課の企画調整及び法規調査担当のチーフ並びに人事、給与及び服務
----	---

担当の主幹及び主事 小中学校課の人事担当のチーフ 高等学校課の企画監、副参事及び人事担当のチーフ
--

別表教育委員会の事務局の高知城管理事務所の項を削り、同表人事委員会事務局の項中「班長」を「チーフ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。